

国
保
通
信



■問い合わせ
市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

病院の窓口で支払った医療費の自己負担額が1か月間で高額になった場合、申請により限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

●高額療養費の計算の仕方

(今回は70歳以上の方です)
70歳以上の高額療養費計算の仕方は、70歳未満の方のように合算要件はなく、保険診療すべての支払いが対象となります。(70歳未満の方の計算方法は、市報9月号に掲載) 入院した時の食事代など、保険が

きかない分は対象外となりますのでご注意ください。上の表が医療費の自己負担限度額です。

多久市国民健康保険では、該当になった方に、診療月の2か月後に通知してきます。(遅れる場合もあります) ご不明な点はお問い合わせください。

70歳以上の方の自己負担限度額

区分	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者 ※1	44,400円	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ※4
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ ※2	24,600円
	低所得者Ⅰ ※3	15,000円

- ※1 70歳以上の国保加入者のうち、1人でも住民税課税所得が145万円以上ある人がいる方
- ※2 同一世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)を含む被保険者全員が住民税非課税世帯で「低所得者Ⅰ」に該当しない方
- ※3 同一世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)を含む被保険者全員が住民税非課税世帯で、かつ、年金収入が80万円以下の方
- ※4 過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上となった場合の自己負担限度額は、44,400円となります

健診を受けることから始めて、その結果から自分ができることを見つけてみませんか?



健診受診から始めましょう!
生活習慣病の予防

6月から行っていた特定健診の集団健診が終了し、未受診者の方に次のような通知をお送りしています。

☆「特定健診」受けられませんか

これまで市の健診を受けられていない方に、健診の活用をご案内しています。

☆「特定健診」お忘れでは

ありませんか?

今年、まだ健診を受けられていない方に、医療機関で特定健診ができる案内をしています。

☆40歳・節目の年のあなたへ

40歳の節目の年に、自分の健康を考える良い機会としていただくため特定健診の案内をしています。

☆血糖が高かったあなたへ

過去の健診結果から血糖値が基準値以上であった方に案内をしています。

☆血圧が高かったあなたへ
これまでの健診で、高血圧の方に案内をしています。

☆検査結果提出の

ご協力をお願いします

「職場や病院で健診を受ける」とお答えの方には、健診結果を市へ提出されることによって、健診を受けたことと同じになります。市が結果を把握することで、健康管理を行うことができ、市の受診率アップにもつながります。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するので、「こんなはずでは…」という方が多いのが現実です。毎日の生活習慣の中で、「時間を考えて食べる」「選んで食べる」「ウォーキングを始める」「晩酌のお酒の種類を変える」などちょっとしたことで身体は変化し、病気の進行を防げます。

受診の結果説明は保健師が行いますので、お気軽にご相談ください。なお、健診受診者の方には、市内の協力店で使える「健康づくり応援クーポン券」をお渡ししています。

■問い合わせ

福祉健康課 健康増進係

☎ 75-3355